

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市学校町一・県庁本館社会教育課分室内】

【電話・(新潟)(23)5511 内線626】

【振替 新潟 4094】

発行人 会長 吉津 勝栄  
編集人 事務局長 本田 清

—毎月1回 15日発行—

【定価1部15円 年共180円】

〒 新潟県知事 塚田 十一郎

# 新潟県 公民館月報

公民館長殿

## 公民館のあるべき姿と今日的指標

### 全公連専門委員

### 中間報告を提出

全公連では、本年夏当初以来教育評論家・社会教育学者など十一名を専門委員に委嘱し「公民館のあるべき姿と今日的指標」についての答申を求めていた。これに対し、専門委員は、数回にわたる協議を重ねた結果、このたびその中間報告を作成、全公連に提出した。この中間報告は、今後、公民館大会、研修会、研究会等に研究素材として討議を重ね、最終案を得ることになるであろう。

### 中間報告全文

#### 一、序 説

敗戦後、偉士の上公民館は質的には増加の一途をた「公民館」の構想どって来たが、質的にはなお多かつたが、まづその問題として、公民館関係者の約二千年、全国の公ひたむきな営みにもかかわらず、民間関係者は、もろその実効をどうもふんにあげ得ていないという面が多い。

その間、朝鮮戦争

から講和条約の発効をへて、地方教育委員会設置、町村合併促進などの影響により、公民館をめぐる情勢は変化し、かつての構想への取り組みにも停滞のきざしがみえるにいたった。しかも、やがて進行してきた技術革新と経済の高度成長は、社会の様相を一変しつ

これらの情況のもとにおいて、

ところがあって、これが現在にまで尾をひいている。

昭和二十四年に公布せられた社会教育法は、日本国憲法、教育基本法にもとづいて、公民館法的根拠を与え、同時に、社会教育の領域を確立するものとして、固

しかしながら地方公共団体の中には理解と努力を欠くものもあり、全般にわたって、社会教育法

昭和三十四年の社会教育法一部改正は、公民館関係者多年の要望にこたえ得ぬ面もあったが、つ

しかし、この間における教育委員会法の改正がもたらした教育行政の

昭和二十一年に発せられた文部次官通達には、荒廃した郷土民心をう

当時としてはやむを得ない一面であ

営」を刊行して、公民館のあるべき姿を説いた。それは、住民個々の要望をみたし、他の施設、機関との結び目となり、技術面に新領域を示唆するなどの方向を示したが、急激な社会の変化に呼応するに

待される。

すなわち、われわれは、公民館創設当時の社会的条件を一変した

### 二、公民館のあるべき姿

#### (一) 目的と理念

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育、学術、文化の向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

「公民館のあるべき姿」を探究し創設当時の社会的条件を一変したことがその「今日の指標」を見

#### 目次

公民館のあるべき姿と今日的指標 P..... P. 2
第六回全公連大会宣言 P..... P. 3
公民館職員専門性強化を考へる P. 4・5
こんには館長さん P..... P. 6
遺稿・都市公民館の将来 P..... P. 7

### 禍を転じて

禍を転じて 福となす

中興の蘇州時代の有名な并西家祖業のことばの中にある。「古のよき事を制する者は、禍を転じて福となし、敗に因つて功を為す」(呂氏春秋「列伝」)ものとして、公民館は学校とならんで国民教育態勢を樹立し、全市民に教育の機会均等を保障する中心的機関と

× ×

(二) 面より(一)まで

ならなければならぬ。  
 3 公民館活動の究極のねらいは、地方自治振興の拠点となることにある。  
 公民館は、社会連帯、自治共存の生活感情を育成し、住民自治の実をあげる場とならなければならぬ。  
 (三) 役割り  
 1 集会和活用  
 地域の社会生活は、集会和活用をとおして向上する。このため集会和活用を促進するものが公民館である。  
 2 学習と創造  
 学習活動の場をとのえ、ゆたかな教材を提供し、教育文化活動を展開するのが、公民館の重要な役割りである。  
 住民の継続的な学習活動は、各種学級・講座等によつて動機づけられ、促進され、かつ充実される。しかも、それらは必ず個人や小集団による自主的な学習によつて深められ、進められる必要がある。そのための学習活動は、多岐多岐を展開するための活動は、数多く考

案されるべきであり、また、各種の資料や図書をとのえて、これを活用する場を構成し、教育的な条件を整備すべきである。  
 これが公民館の最も中核的な役割りである。  
 3 総合と調整  
 地域社会における課題をいかにして総合的に取り組むか、ここに公民館の果たすべき役割りがある。公民館は、諸団体・諸機関の連絡調整をはかり、住民の組織的な教育活動を通じて正しく力ある

世論をもちあげ、地域社会を発展させる原動力となるよう、学習の成果を実践につづるのをたすける用意がなければならぬ。  
 (四) 特質  
 1 地域性  
 公民館は、民主的な地方自治のうちたて、地域の生活環境をとのえるための、生活課題や地域課題を解決する場である。このためには生活連帯意識をささえる地域性が重視されなければならない。  
 2 施設性  
 公民館は、教育施設としての特質が強調されなければならない。計画的・継続的・多目的的多様な活動を展開するためには、専用の施設と完全な設備が必要であり、この時代の進展に即応する教材・教員が豊かに導入されなければならない。  
 3 専門性

しかしながら、その反面地域閉鎖性をさげ、広く社会の推移に着眼する必要がある。  
 2 施設性  
 公民館は、教育施設としての特質が強調されなければならない。計画的・継続的・多目的的多様な活動を展開するためには、専用の施設と完全な設備が必要であり、この時代の進展に即応する教材・教員が豊かに導入されなければならない。  
 3 専門性  
 公民館は、専門的職員によつて運営されるべきである。しかも公民館の機能を効果的に発揮するためには、職員の職能・技術・意欲にまつことが大きい。したがつて、職員の不断の研修が必要である。  
 4 公共性  
 公民館は、公立たせと私立たるを問はず、公共性をこつ。教育の機会均等、非営利性および独立性を確立するために、公共性を絶対の条件とする。

公民館は、専門的職員によつて運営されるべきである。しかも公民館の機能を効果的に発揮するためには、職員の職能・技術・意欲にまつことが大きい。したがつて、職員の不断の研修が必要である。  
 4 公共性  
 公民館は、公立たせと私立たるを問はず、公共性をこつ。教育の機会均等、非営利性および独立性を確立するために、公共性を絶対の条件とする。  
 (3) 新しい視座を器材をを活用し、進展する科学技術に習熟せしめる事業を実施すること。  
 (4) 移動公民館、有線放送などを駆使し、事業の機動性・普遍性・浸透性を高めること。  
 4 管理の適正化  
 公民館は、公的機関としての性格を明確にし、本来の使命に徹するため、管理の適正化をはからなければならない。  
 (2) 受動的な学習に終始せず、創作・創造・実習・実験など、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。

公民館は、常勤と非常勤とをこつ、公民館経営の終局の責任者であるという管理体制を確立すること。  
 (2) 職員の専門的な知識と技術が発揮されること。  
 (3) 職員の発揮できるような職員に構成その適正な配置をはかること。  
 (4) 公民館の配置を適正にするために、教育行政機関の積極的な対策を促進すること。

三、今日的指標

1 企画の科学化  
 社会の変容に対処するために、科学的方法にもとづいて地域の実態を把握し、真に住民の要求に即応するキメ細かな企画を打ち出すなければならない。  
 企画を科学化するためには、つぎの視点に立つことが必要である。  
 (1) 社会の進展や産業構造の急激な変遷をとおして、  
 (2) 消費革命や流通革命がもたらしたる新しい利己的、打算的傾向に対し、社会連帯の意識や態度の形成をめざすこと。  
 (3) マスコミを支配しつつある商業主義的傾向に対して、自主的、批判的態度を育成すること。  
 (4) 近隣の都市化、機械化による

てたわれようとする人間性の回復をはかること。  
 (5) 企画にあたっては、地域の諸機関、諸団体との連けいを密にするこつ。  
 2 運営の効率化  
 教育活動が、直ちに具象的な効果をおけるものでないという事実にかくれ、運営の非効率が見すべからなければならない。  
 公民館の運営を効率化するためには、つぎの視点が必要である。  
 (1) 地域住民の要求を反映し、社会教育に積極性と熱意をこつ運営委員会をこつ、運営審議会の活動を活発にすること。  
 (2) 活動展開のため必要に応じて、地域のすべれた人材を発掘し協力組織をつくること。  
 (3) 有志指導者(ボランティア)を

を差見し、随時これが活用をはかること。  
 (4) 昔時の活動をおして、住民の学習集団の形成とその波及、なびに、これにもとづいて実践運動への展開を配慮すること。  
 3 事業の近代化  
 公民館活動の随時性を破るには、その成長度に応じ、地域の実態に即して事業の近代化をはからなければならない。  
 事業の近代化には、つぎの視点が重視される。  
 (1) 他の諸機関諸施設との連携、近隣の公民館との共同、立地条件を異にする公民館相互の交流などにより、新境地をひらくこと。  
 (2) 受動的な学習に終始せず、創作・創造・実習・実験など、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。

新しい視座を器材をを活用し、進展する科学技術に習熟せしめる事業を実施すること。  
 (4) 移動公民館、有線放送などを駆使し、事業の機動性・普遍性・浸透性を高めること。  
 4 管理の適正化  
 公民館は、公的機関としての性格を明確にし、本来の使命に徹するため、管理の適正化をはからなければならない。  
 (2) 受動的な学習に終始せず、創作・創造・実習・実験など、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。

公民館は、常勤と非常勤とをこつ、公民館経営の終局の責任者であるという管理体制を確立すること。  
 (2) 職員の専門的な知識と技術が発揮されること。  
 (3) 職員の発揮できるような職員に構成その適正な配置をはかること。  
 (4) 公民館の配置を適正にするために、教育行政機関の積極的な対策を促進すること。

新着録音教材紹介

- 家庭教育シリーズ
- 179の1 子供の教育と家庭の機能  
解説者 文部省社会教育官 藤原英夫
  - 179の2 家庭教育の目標  
解説者 東京教育大学助教授 井坂行男  
文部省社会教育官 藤原英夫
  - 179の3 子どもの成長  
解説者 東京大学教授 沢田慶輔
  - 179の4 親の自信の回復  
解説者 文部省社会教育官 藤原英夫
  - 179の5 親子という人間関係  
解説者 東京大学教授 沢田慶輔
  - 179の6 しつけのめやす  
解説者 東京教育大学助教授 井坂行男
  - 179の7 しつけのことばと態度  
解説者 東京教育大学助教授 井坂行男
  - 179の8 子どもにあらわれたひずみ  
解説者 東京大学教授 沢田慶輔
  - 179の9 家庭の純潔教育  
解説者 横浜国立大学教授 間宮 武  
東京教育大学助教授 井坂行男
  - 179の10 家庭と公衆道徳  
解説者 東京大学教授 沢田慶輔  
東京教育大学助教授 井坂行男

どうぞご利用下さい

われわれは、二十五年かかひ歩みをおして、「公民館のあるべき姿」をさへり、その究極の理念を探求するとともに、変容激動する社会における「今日の指標」を求めた。  
 ここに、一つかみ得たところにはなほ、検討を要するところも少なくないであらう。大方の御指摘をまけて、その完べきを期したい。

四、むすび

は、住民の利用の便を優先的に考慮すること。  
 (4) 公民館の経費は、十分に確保されるようにとめることにも、その効率的な使用を密に考慮すること。  
 (5) 公民館の配置を適正にするために、教育行政機関の積極的な対策を促進すること。

# 第六回関東甲信越静公民館大会宣言

(昭和四十年九月三日、四日開催の関東連天大会宣言を転載。これは十一月十六日開催の全国大会に積み上げられる。)

昭和三十年以降の技術革新にとまらぬ、我が国経済の成長率は、高くて高く世界に驚異の的となつてゐることは誰しも認めることである。

しかしその反面、都市と農村との地域格差是正の問題、農業構造改善の問題、中小企業合理化の問題、青少年非行化防止の問題、また上下水道、交通、公害の問題等早急に解決しなければならぬ幾多の問題がわれわれの前には山積してゐる。

これらの問題を解決するために、私どもは社会教育の中心拠点としての公民館の責任と使命の重大なことを認識し、この度関東甲信越静一都十県の同志六〇〇名が一堂に会し、慎

重に研究協議を重ねた結果、次の事項をすみやかに実現するよう関係各機関に強く要望する。

### 記

- 一、公民館施設の充実について  
一市町村に独立公民館最低一館を義務設置し、ほかに各小学校校区ごとに地区館または分館を設置すること。
- 二、公民館専任職員の必置について  
公民館の職員が兼任または非常勤のために、施設があつてもその活動がていへない公民館が少なくない。必ず専任の館長および相当数の職員を配置すること。

### 三、公民館職員の身分保障と待遇改善について

公民館職員は日夜の別なく、激務に従事し、しかも高い専門的教養を必要とするので、一般行政職員と同等の身分保障はもちろん、職務の内容に応じた特別手当を法制化する等の優遇策を講ずること。

### 四、国庫補助金の増額について

近年公民館施設、設備の拡充には若干の国庫補助がなされてきたが、まだ不十分である。すみやかに、右補助金の増額と公民館運営費全般にわたつて大幅な助成がなされるようにすること。

今回ばかりでも余連天会、力になるもので、たまたま、私表彰を受けることになった。この表彰は、私表彰となつてあらわれ一人のためのものでなく、われわれの考えである。と云つて、このことについて必ず解によるものと思ふ。そのうえ、公民館施設整備の問題が論議され、解によるものと、まず公民職員の一人が、一時であつたが、一応の成果をみることにできたのも、内的条件の整備と主事会幹事諸公の協力がしからしたのもであつて、今回の受賞に当たり、深く感謝して



## 全国表彰を受けて

新井市公民館 杉野 誠 治

館における職員は一人では絶対つても空回が生ずる点をお互い、目覚め、このことである。幸ひの協力によつてカバールと、今後は一層県公建並びに単位の私の場合、館長以下八名、本とにより、後顧のうれなき、公民館の振興に尽力する決心で、(8)のスタッフであるため、仕明の職場を築いて行くことである。事のやりくりで他の関係活動に、しっかりと内的基

## 「家庭の日」普及要綱

昭和三十九年の健全育成の基礎である青少年の健全育成のため「家庭の日」の普及を促すことになった。

1 趣旨  
青少年の健全育成の基礎である家庭がより健全になることをめざし、家族全員の意志の疎通、感情の融和をはかり、おたがいに理解し、協力しあつていく契機とするため、全県各家庭が毎月第三日曜日(自主的)に「家庭の日」を実施するよう普及を促すことである。

2 開始時期  
昭和四十年十一月第三日曜日から毎月第三日曜日

3 主催  
新潟県、新潟県教育委員会、新潟県公安委員会、新潟県青少年総合対策本部、新潟県青少年問題協議会

4 協力  
県公連など各種団体

5 普及方法  
(1) 各関係機関、団体の主幹課長、事務担当者による会議を開催し、「家庭の日」の意義と普及方法に關し、共通理解を促す。

(2) 各市町村では、第三日曜日(自主的)に公的行事を挙げるようにすることをも、家庭その他を通じて地域住民に「家庭の日」を実施しやういふようPRをする。

(3) 市町村教育委員会は、各学校、PTAを通じて、「家庭の日」の実施意欲を高めるよう努める。

(4) 「明るい家庭」への迎いの活動の中心として「家庭の日」実施を組み入れること、遊樂などよく各関係機関、団体は明るい家庭づくりを指導地区を重点的に指導し、その成果を他

(5) 「子ども会」等の青少年団体未組地域域の企業に対しては、「家庭の日」実施を契機に組織化をはかるようにつとめる。

(6) 各市町村青少年問題協議会「家庭の日」実施については、計画立案に際しては、地域の実情を考慮し、地域ぐるみの促進をはかることも、家庭の関心と努力が得られるよう配慮すること。

(7) 児童委員、青少年福祉推進員、福祉事務所職員、児童福祉施設職員および協力団体の職員と、ともに「家庭の日」の実施について具体的に援助するようつとめる。

(8) 県庁各部課および各地方機関でも第三日曜日の行事をできるだけ行つて協力する。

(9) 県民生部青少年対策課では「家庭の日」のPRを制作する。

イ 現在実施している「PR BSNのラジス、テレビ、日報民版等」を「家庭の日」のために活用する。

ウ ポスターを作成し、市町村に配布し、PRにつとめる。

エ ちらしを全県市町村に配布し、趣意を徹底することにも「家庭の日」実施の意欲を高めることである。

オ 青少年問題協議会を毎月発行する「はぐくみ」を活用する。

(10) 各報道機関から協力を要するPRにつとめる。

昭和四十年九月四日

第六回 関東甲信越静 公民館大会

# 専門性・・・私はこう考える

## 法に盛り込む必要

遠藤 利信



端的に公民館職員 他の職員中で、法律又はこれに基  
に専門性があるかなづく取合の定める特別の資格又は  
職名を有しなければならぬ

いかといわれれば 教育主事、体育指導委員、統計主  
事、社会福祉主事、農地主事  
等があり、そして教育委員  
会の任命にかかわるものとし  
ては教育長、指導主事、社会  
（こんな設問のしか 幸、教諭、養護教諭、それに中の  
たはおかしいが）あ んに配置制の社会教育主事補があ  
ることになる。 たんに公民館職員といえは館  
長と違う。しかし、 をはじめ、公民館に勤務を命ぜら  
れたいという 専門性があるという  
ことは専門職であるが一般に公民館の職員で専門を  
とらうことはな 考えられるものはいわゆる公民館  
市町村におかかれ ます。通称であって法律上は公民館  
はさるなり、主事その他の主事ではな一般の行政を

第二回主事会幹事会で「公民館主事の専門性」が論議され  
た。社会の進展、進歩をせよといふ公民館施設設備、あるいは職  
員はどうかあらねばならぬのか。施設設備については、応国の  
基準があるが職員については社会教育法の規定がいまいちの  
で、市町村における条例もまちまちとなりざるをえない。一体  
このままではいぬか、熱のこもった話し合いが行なわれ  
た。十月号一面所載「この結果、さらに論議的進歩をほかり  
たい」ということから、当日出席した各主事から、専門性につ  
いて書いてもらった。次第には、さらに社教委、館長など、各  
層の意見もとりあけていきたい。（編集部）  
文部省では四十年版教育白書（はじめ）社会教育を特集し、  
その中の施設の専門職員として公民館主事にもあてられている。ま  
た、本紙一面に掲載した「公民館のあるべき姿と今日の目標」  
にも専門職員の必要が強調されている。

職員であるといわなければならぬ  
地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律（以下使直地教育行政  
法）によれば公民館はあきら  
かに教育機関であるが、社会教育  
法の上ではこれに於ける職員は  
館長のみ職務設置であり主事  
（この主事が一般にいう公民館主  
事である）その他の職員は任意  
設置となっていてはなはだ心も  
ない。従って同じ社会教育機関で  
あっても、館長並びに専門的職員  
としての司書及び司書補のほか、  
事務職員及び技術職員までも置く  
とする図書館や、館長と専門職員  
として学芸員を置くとする博物館  
との間にはあまりに大きな違いが  
あるといわなければならぬ。

公民館職員は、たが条件整備者  
として事務職員、技術職員その他の  
の職員を要しているが公民館  
の主事はこれのいすれにあたる  
であろうか。公民館の主事には  
書館に於ける専門的職員として  
の司書や、博物館に於ける学芸  
員に於ける教育委員の事務主事  
（この主事が一般にいう公民館主  
事である）その他の職員は任意  
設置となっていてはなはだ心も  
ない。従って同じ社会教育機関で  
あっても、館長並びに専門的職員  
としての司書及び司書補のほか、  
事務職員及び技術職員までも置く  
とする図書館や、館長と専門職員  
として学芸員を置くとする博物館  
との間にはあまりに大きな違いが  
あるといわなければならぬ。

公民館職員は、たが条件整備者  
として事務職員、技術職員その他の  
の職員を要しているが公民館  
の主事はこれのいすれにあたる  
であろうか。公民館の主事には  
書館に於ける専門的職員として  
の司書や、博物館に於ける学芸  
員に於ける教育委員の事務主事  
（この主事が一般にいう公民館主  
事である）その他の職員は任意  
設置となっていてはなはだ心も  
ない。従って同じ社会教育機関で  
あっても、館長並びに専門的職員  
としての司書及び司書補のほか、  
事務職員及び技術職員までも置く  
とする図書館や、館長と専門職員  
として学芸員を置くとする博物館  
との間にはあまりに大きな違いが  
あるといわなければならぬ。

公民館職員は、たが条件整備者  
として事務職員、技術職員その他の  
の職員を要しているが公民館  
の主事はこれのいすれにあたる  
であろうか。公民館の主事には  
書館に於ける専門的職員として  
の司書や、博物館に於ける学芸  
員に於ける教育委員の事務主事  
（この主事が一般にいう公民館主  
事である）その他の職員は任意  
設置となっていてはなはだ心も  
ない。従って同じ社会教育機関で  
あっても、館長並びに専門的職員  
としての司書及び司書補のほか、  
事務職員及び技術職員までも置く  
とする図書館や、館長と専門職員  
として学芸員を置くとする博物館  
との間にはあまりに大きな違いが  
あるといわなければならぬ。

公民館職員は、たが条件整備者  
として事務職員、技術職員その他の  
の職員を要しているが公民館  
の主事はこれのいすれにあたる  
であろうか。公民館の主事には  
書館に於ける専門的職員として  
の司書や、博物館に於ける学芸  
員に於ける教育委員の事務主事  
（この主事が一般にいう公民館主  
事である）その他の職員は任意  
設置となっていてはなはだ心も  
ない。従って同じ社会教育機関で  
あっても、館長並びに専門的職員  
としての司書及び司書補のほか、  
事務職員及び技術職員までも置く  
とする図書館や、館長と専門職員  
として学芸員を置くとする博物館  
との間にはあまりに大きな違いが  
あるといわなければならぬ。

## 身につけなければならぬもの

平沢 博



公民館職員の専門性、これを私  
が五百や七百字で現わそうとし  
ても下タイ無理の話しである。  
恐らく他の筆者も同意であろう  
し、それはむずかしいのであると  
感じる。この項についての  
意見が様々な形で現れ、そして収  
約された次の段階へと飛躍し、行  
くことを期待し、私はこう考える  
。先ず現実の職務内容を考え、見  
る。少し考えただけでも次のよう  
なことが考えられる。  
グループワークの組織者指導  
者、広報技術員、司会者、情報提  
供者、視覚化技術、話し合い指導  
者、レクリエーション指導者、キ

キャンプ指導者、実態調査員、印刷  
屋、看板屋、時に園芸師、外交  
員、運転手、書家、図書館員、  
博物館学芸員、結婚式係、あるいは  
は講師になったり、農政改良普及  
員まがいにいたり、写真屋、果  
ては掃除屋、人夫、太刀、種屋  
等々次から次へと出てくる。この  
他、事業実施があれば企画もあり  
事務もある。まことに悲憤慷慨と  
いうところである。八百まづつで  
何んでも屋を開かざるを得ない。  
そこで公民館職員は一体これでよ  
いか、かといふことが考えられる。  
しかしこの中で今用いた幾つか  
は公民館に勤務する以上当然然に  
やらなければならないものが相当  
ある。では、この相当以外のもの  
は何か、それは人手不足のゆえに  
財政的な面と法的に不充分の二点が  
考えられて来る。  
しかし我々は、もつたからとい  
うて今の職務に負けるような態度  
を持つてはならない。仕事の内容  
も限りなく多い。又次から次へと  
事業を付けて行くこともできる。  
条件整備者としての任務、ある  
いは民主的、科学的な方法を用い  
ての指導助言、そして市民の生活  
をききとらえ、一歩進んだ専門  
性が考えられて来る。それは「区  
だつたが、なんだろうか。何れ機  
会を見て後述することにする。

公民館職員は、たが条件整備者  
として事務職員、技術職員その他の  
の職員を要しているが公民館  
の主事はこれのいすれにあたる  
であろうか。公民館の主事には  
書館に於ける専門的職員として  
の司書や、博物館に於ける学芸  
員に於ける教育委員の事務主事  
（この主事が一般にいう公民館主  
事である）その他の職員は任意  
設置となっていてはなはだ心も  
ない。従って同じ社会教育機関で  
あっても、館長並びに専門的職員  
としての司書及び司書補のほか、  
事務職員及び技術職員までも置く  
とする図書館や、館長と専門職員  
として学芸員を置くとする博物館  
との間にはあまりに大きな違いが  
あるといわなければならぬ。

公民館職員は、たが条件整備者  
として事務職員、技術職員その他の  
の職員を要しているが公民館  
の主事はこれのいすれにあたる  
であろうか。公民館の主事には  
書館に於ける専門的職員として  
の司書や、博物館に於ける学芸  
員に於ける教育委員の事務主事  
（この主事が一般にいう公民館主  
事である）その他の職員は任意  
設置となっていてはなはだ心も  
ない。従って同じ社会教育機関で  
あっても、館長並びに専門的職員  
としての司書及び司書補のほか、  
事務職員及び技術職員までも置く  
とする図書館や、館長と専門職員  
として学芸員を置くとする博物館  
との間にはあまりに大きな違いが  
あるといわなければならぬ。

# 公民館主事の

## 絶対数の確保が先決

近藤 善彦



専門性とはどういふことをいふのだろうか。よく理解できないままに「このことを考えてみたい」と考へてみた。

① 遂行を期待される職務内容について

公民館職員は、広い学識、経験と社会教育の教育内容や方法に関する専門的な知識、技能を有する必要があるとされ、勤務調査の記入例ではないが、地方事

事務であり、一般事務でしかない。起案に始まる一連の文書事務、予算の編成と執行、経理年数など全く考慮しない人事異動はこれを裏付けている。

当市における職務内容からいえば専門性はゼロである。たまたわすかに残るのは、同会のコン、話しあいの技術、研修会、講習会の企画力がまわっている点でもいってよい。

② 専門職としての「地位」について

当市の公民館職員、(館長を除く)は、公民館勤務を命ぜられた主事であつて、「公民館主事」としては、税務課の主事も、

「職」が発令されており、世間体うにも適用する職名である。ところが、こちらは日給者、ただ、夜と日、日の男というニックネームはあつても、全く専門職としての地位が確立されていない。

そこで①の問題は、数の充実にあつて、その問題も、もちろん根柢は、わかれわかれ職員の意向の構えにある。

つまり、専門的知識と技能を評価する時間がないのである。しかし、不満足ではあるが、努力していかうつもりである。

③ 法的に解決すること、そうでない、公民館職員は、社



## 終生を教育職として

佐野 勇

公民館職員でしかないもの……

公民館人ではないものが、公民館に在るために、市民生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を担う。

公民館職員は行政の一環面を担うものであるが、公民館は、市民生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を担う。

公民館職員は行政の一環面を担うものであるが、公民館は、市民生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を担う。

同時に、市町村の中でその専門的職員としての地位を確立すべく、研鑽を深め努力しなければならぬ。(長岡市中央公民館主事)

公民館人の定着するための方策を

公民館職員の専門性は、主として教育技術の面が考えられるが、そのためには職目が走着して本腰を入れた取り組む必要がある。本人の意に反して配置転換が頻りに行なわれた場合、前者の行事を踏襲するだけの行事公民館の感を出ないものとなる。

専門性を身につけるためには相当長期に亘る時間をかける必要があるが、終生を公民館活動に没頭できるような身分、待遇の改善を図り、主事、館長補佐、館長等への昇進ルートの方途を確立すべきである。



## 主事会幹事長に就任して

和田 明

① 十数年社会教育に関係して来たが、いわば教育委員会事務局の事務層でしかなく、それが本年大月から公民館へ出たわけで、頭の中で観念的に考へていた公民館、現実のそれとは大きな差違があり、本道のところ「お前の考へはどうか」と問われ、確信ある答は出さなかつた。

② そんな男が先日の公民館主事会幹事会で「今年中越の

当番だから、お前は配でも受けてくれ」といふことになり、どうも受けざるを得なくなつた。断つておろか小生は大正十五年生れの三十九歳の青年であり、年配など呼ば

「市民会館や青少年センターその他の施設が出来ても、総合社会教育センターともいへば公民館は、本来の使命があるはずである」

「公民館単行法制定のかけ声も徐々に下火となり、毎度の大会

「職」が発令されており、世間体うにも適用する職名である。ところが、こちらは日給者、ただ、夜と日、日の男というニックネームはあつても、全く専門職としての地位が確立されていない。

そこで①の問題は、数の充実にあつて、その問題も、もちろん根柢は、わかれわかれ職員の意向の構えにある。

つまり、専門的知識と技能を評価する時間がないのである。しかし、不満足ではあるが、努力していかうつもりである。

③ 法的に解決すること、そうでない、公民館職員は、社

「本来、公民館職員は地域住民のために、地道に推進すべきものであり、専門性云々もさることながら、現実には大半の市町村では、社会教育活動の指導に、任務に、忙殺され、社教主事の努力しなくてはならない。それを見つけないのは、公民館の必要性を痛感する住民でなければならぬ。一度公民館人としての立場を、地域住民としての

「市民会館や青少年センターその他の施設が出来ても、総合社会教育センターともいへば公民館は、本来の使命があるはずである」

「公民館単行法制定のかけ声も徐々に下火となり、毎度の大会

研究職的な専門職 事業の推進機関である公民館は、実務主義になりやすい。しかし専門職としての職能を身につけ、最大限に発揮するために、実務主義を脱し、地道に、一歩一歩、確実にレベルを敷きながら漸進するよう活動を進めるべきである。

公民館職員の専門性を身につけるために、研修の繰り返して活用するために、研修の繰り返して研究の積み重ねが不可欠の条件で「研修や研究をしながら事業の実施を行なう」というような環境のなかから、公民館活動を展開する専門職が数多く生まれ、行なうべきである。

(佐渡郡和田町公民館主事) (次ページへ続く)



遺稿

都市公民館の将来  
小千谷市公民館長  
広川利兵衛

さる十月一日、列強事故のためなくなった前小千谷市公民館長  
広川利兵衛氏の中から生前遺稿としていただいた原稿が発見され  
た。「都市公民館の将来」について、過去十数年の体験から切々と  
訴えている。どこどこを推敵のところが、さらに推敵の  
上、本紙を再掲するつもりであったよである。ここに原文のまま  
全文を掲げる。

公民館運動の発展は、戦後二十九年近くになって、ようやく軌道に乗った。公民館は社会教育の実施機関  
たる側があるけれども、特に中小で、最近中小都市の中には、社会教育  
は、未だ幾多の複雑困難な問題を行政機構とその実施機関との混  
はらんで現在に至っているし、又同様の傾向が現われて来つつある点  
将来も各種の考えなければならぬである。勿論この両者は表裏一体  
の問題が沢山あるように思われる。  
進みすぎであることは異論ない。最近、県下の各都市において  
厚生会館、市民会館の建設が盛ん  
に行なわれていることは、非常に  
会の職員兼任風潮が現われてい  
る。こんなことも一体的であ  
ろうか。公民館の活動を強力に推  
進するために、あつても切  
になしと考へるもつたいもので  
ある。そして、さうして、公民館の  
影がうすくなっている折柄、館長  
が教育委員会の職員の兼任の如き  
は、公民館運動の弱体化であり、  
後退と言われても仕方がないと思  
う。ほんとうにその地区の公民館  
活動を活発にするためには、教育  
委員も社会教育委員もこの問題に  
ついてお互いに充分細く上げて検  
討していただきたいのである。

暮はしつ又望ましい現象である。  
然るにこれが建設にあたって、そ  
の地の公民館の施設並びに運営に  
よき影響前に連続協調をはかつて  
かからないとむじろ公民館活動の  
点であると思う。

近頃の優良公民館

- 秋田県の巻
- 湯沢市中央公民館 湯沢市宇北町
  - 荒町
  - 八森町中央公民館 山本郡八森町
  - 八幡平村公民館 鹿角郡八幡平村
- 福島県の巻
- 柳井町柳井公民館 河台郡柳井町
  - 原町市石神公民館 原町市石神
  - 福島市板坂公民館 福島市板坂
  - 常盤市湯太公民館 常盤市湯本
  - 磐城市公民館 磐城市磐城川新川間
  - 郡山市民館 郡山市民館
  - 会津若松市公民館 会津若松市
- 茨城県の巻
- 福島市公民館 福島市松木町
  - 鹿嶋市公民館 相馬郡鹿嶋町
  - 茨城公民館 新治郡飯敷町
  - 日立市日立公民館 日立市有葉町
  - 茨城町中央公民館 東茨城郡茨城町
  - 神橋町公民館 鹿嶋郡神橋町

お茶ッピ子

11. 独立採算制 うつきがす



広川利兵衛さん

岩下庄之助

小千谷市公民館長の肩書きは、足りない予算、いつも過渡期な  
充分承知の上で、私はただ単に公民館活動に、真底から精誠を  
広川さんと呼ばせて貰う。私の注で日常であり、運営審議委員  
気分は一貫ひたりするから、私達のもつとも思慮深い態度で  
だ。広川さんがなくなった。熱心に自分自身を傾けていた。  
かも突然として、信じ難い美に  
大きき悲しみが、現実のものとして、渠の心かたて来たの  
である。  
繁忙な月末の店務も一段落した  
方向が飄られた。即家深かつた  
十月最初の口、「秋高きこの  
一日を待ち得たり」誰かの句が  
自然に口をつくくまな快晴の午  
後だった。

調々もの思いつき、一箇月に鑑れた寂寥の席の広川さん  
余り掛けたら広川さんにもひ  
よつとした会えるか、軽い  
気分が定が向いた公民館、事務  
室に「岡君が一人、「館長さん  
の事を判りましたかた」た  
「いや知らん、何が」あその  
がら岡君をも化した指導の人  
本懐と空気が水のような存在  
そ広川さんの真傳であらう。

広川さんは目前の一青年の頃  
夏季文化講座「家庭問題」は実  
から、吾が小千谷のホープであ  
に充溢した盛り上がりを見せ  
った。  
その公職はたるところ十指  
を越えるであろう。累代を重ね  
た素朴な生まれ、最高学府に  
学んだが、今靜かに広川さんの  
生涯を顧みるとき、その社会教育  
での活躍は、全く天性の資質か  
ら参り出た自然のままのもの  
であった。不備な施設 (小千谷市公民館審議委員)

# 公民館の歌と音頭

## マスターした小黑先生が普及

全国公民館関係者が待望していた「公民館の歌」と「公民館音頭」のレコードが完成し、県内公民館から一〇〇枚の義務的化枚数を極え二〇〇枚ほどの注文があった。全公演に恐れゆき心配していた折代に「こんでいるよ」とこのレコードはクラウンで製作され、「公民館音頭」の歌手には人気のある北島三郎を起用するなど一般受けするよう気を配っている。また「公民館の歌」には日本のフォークダンス連歌によるポピュラーダンスが構成されており、「公民館音頭」の「みんな輪になる」には全日本民謡

# 会場正面の国旗について

高橋 友二郎

体育館や公会堂等で式典や会合が催される際、演壇の正面に国旗を掲げる場合が多いが、その場合国旗を縦位置にするか横位置にするか、現今ではまちまちである。

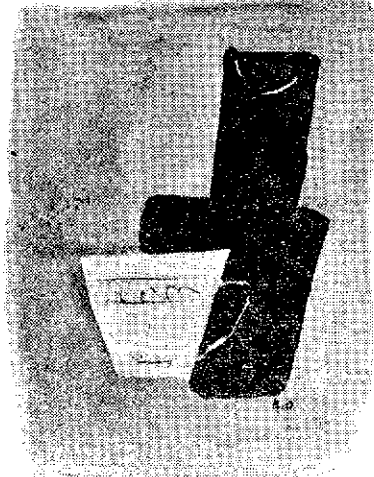
近頃では、先日金沢(市体育館)で開かれた「日内閣」の会場の正面の国旗は横位置であった。また秋田(県庁ホール)の「日厚生省」の会場の国旗は横位置であった。ところが新潟で開かれた「小学校長会二十周年式」の式場では、縦に下げてあった。

このように、指導教育関係の主権でも一致しておられ、これから各種の催し物が多い季節になるが、この際あたりで何とか基本の方針をきめて、正しい指導をしてもら

えぬでしょうか。

昨年十月の東京オリンピック大会では優勝国の国旗に、屋外競技場では竿頭に横位置にして掲げられ、また屋内の競技場では優勝国の国旗を横の棒で上からも吊って掲げられた。

私はこれ等横位置が正しいものと思うのですが、正しいことをはっきりとお教えください。(本会副会長 三島越路町公民館長)



指導者連協協会の地位がなされている。公民館で行なわれる青年、婦人の集会などの際のレクリエーションにあさむい。本会では、これを普及するため毎日茨城県で行なわれたポピュラーダンスおよび民謡講習会に下越郡野所社会教育課長小黒精治先生から出席してもらい、伝達講習を受けらることになった。すでに小黒先生からは婦人会が受講し好評をえており、県内各公民館でも、小黒先生あてにぜひ受講希望があるよう期待している。

# アイデア拾い

小黒 精治

一、色わけの発送文書。白一色の主事は語っていた。文書綴りの中に黄色のもの一枚。二、ゆくりすぎな人が、巻公民館図書からのものか、黄色の文化祭シート。一日か三日間の文書に眼が注がれる。「婦人の間に右往左往の花火式か友人会へ出す文書は桃色、行政そのし式文化祭。見たいものをゆくり他は黄色と色わけで出してい

す。紙代が高くついても同好の士と語り合。文化祭の期見ってくれる人から特別注間を一月間にし、一日から三日意をひいてもらい出席をまでは生花展、四日か八日までよくしてもらい出席をまでは生花展、四日か八日まで「アイデア」と鈴木前社教婦人会作品展と、一種目一期間と

反動つての展覧活動。町民から好評を博しているという。又この期間中の公民館利用延人数は一月間の最高とか。全公演、文部省の実験地指定の埼玉県川口市公民館では、展覧活動を重視し、アイデアをいかし効果をおけていると聞く。公民館展覧活動にアイデアを語らぬおもしろい。

(下越教育事務所)

北浦水原町公民館主事 中村 秀夫

役場の事務部局から、公民館の仕事に変わってわすか一年余りの経験しかない私が、リレー主事日記のトップバッターを第一の目標としているので、原

広報にかぎらず、祝賀費、学級講座、いすれをとりあげても、それだけに悩みや、苦しみはつきないもの、また、これらの仕事をたつた一人で全部受けてやらなければならない公民館職員も数多くあるという現状。「口八丁手八丁」などといつてしまえばいい。……といふところで与えられた行数为簡便、日記がとんだ「散記」になってしまったけれど、お許しを願って、つきの方へパト

# リレー主事日記

町公民館の編集を担

◆ 集めなければならぬ本誌の編集者の方々には心から苦勞さまと

◆ 今月は佐野で全国大会が開かれ、次号にはその成果を発表したいと思います。(本)

# あとがき

十一月は文化祭をたて置きお忙しかつたことでしょう。文化祭もマンネリを打ちちやぶるために、各地でいろいろな催しを考案しているようですね。恒例の作品展、農作物品展、菊花展などのほかに、かわったもの二三を紹介し、最近の石ブームを反映しての珍石展、民具展、作民から寄贈を受けたもの、切手、古銭展、ミスコンテスト、game……ミス・コンテストなどがあつたら公民館へいってみたいかなとでもしよう。

◆ 県青少年対策委員で、「家庭の口」実施運動というのをはじめました。明るく健康な家庭をつくるには、家族みんなが顔をそろえてゆくりとしたらんどの機会をもつことが大切だといふところから考え出されたものでもあります。公民館職員などはさすめ実施運動の対象として第一は日曜にランクされるべきところでしょう。毎月第三日曜日は公民館職員といえども元休の日として家庭サービスにつとめることにはいかぬかなものではないでしょうか。